

戦傷病者被殺者遺族等援護法の一部改正
七年法律第二百三十七号の一部を次のように改
正する。

法律第六十一号

戦傷病者被殺者遺族等援護法等の一部を改正す
る法律をここに公布する。

御名
御歴

昭和四十四年七月十五日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

島防空令（昭和十九年勅令第六十六号）に
おいてによる場合を含む。）の指定を受けた者
（第一項第三号に掲げる者を除く。）
第四条第四項第二号中「若しくは第三号」を
「第三号若しくは第七号」に改める。
第八条を次のように改める。

（障害年金及び障害一時金の額）

第八条 軍人軍属であつた者に支給する障害年金の額は、次の表のとおりとする。

不具癡疾 の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三〇五、二〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		四三六、〇〇〇円	
第二項症		三五三、〇〇〇円	
第三項症		二八三、〇〇〇円	
第四項症		二一四、〇〇〇円	
第五項症		一六六、〇〇〇円	
第六項症		一二六、〇〇〇円	
第一款症		一一八、〇〇〇円	
第二款症		一〇九、〇〇〇円	
第三款症		八三、〇〇〇円	

2 前項の場合において、特別項症から第六項症まで又は第一款症に係る障害年金の支給を受ける者に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む）、子、父、母、孫、祖父又は祖母（以下この条において「扶養親族」という。）があるときは、配偶者にあつては、一万二千円を、配偶者以外の扶養親族にあつては、扶養親族が一人のときは七千二百円、扶養親族が二人以上のときは七千二百円にその扶養親族のうち一人を除いた扶養親族一人につき四千八百円を加算した額を同項の年金額に加給する。ただし、その扶養親族が障害年金を受

ける権利を有するとき、又は妻以外の扶養親族が次の各号に掲げる条件に該当しないときは、この限りでない。

一 夫については、不具痴疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

二 子及び孫については、障害年金の支給を受ける者がその権利を取得した當時（その権利を取得した後その者の子として出生した者については、その出生の当時）から引き続いた者のよ

つて生計を維持し、又はその者と生計をともにし、かつ、十八歳未満であつて配偶者がないか、又は不具痴疾であつて生活資料を得ることができないこと。

三 父、母、祖父及び祖母については、障害年金の支給を受ける者がその権利を取得した當時か

ら引き続いた者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにし、かつ、六十歳以上で

あるか、又は不具痴疾であることを生計をともにし、かつ、十八歳未満であつて配偶者がないこと。

4 前項の場合において、一の障害年金の支給の原因となる扶養親族が同時に他の障害年金の支給の原因となる扶養親族であるときは、同項の規定にかかわらず、その者は、厚生大臣の定めるところにより、これらの障害年金のうちいすれか一の障害年金の支給の原因となる扶養親族とする。

5 障害年金の支給を受ける者につき、新たに加給すべき扶養親族があるに至つた場合又は加給の

原因となつた扶養親族がなくなり、若しくはその数が減するに至つた場合における当該扶養親族に係る障害年金の額の改定は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から行なう。

6 第一項の場合は、特別項症、第一項症又は第二項症に係る障害年金の支給を受ける者は三万六千円を同項の年金額に加給する。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。この場合において、

第二項中「一万二千円」とあるのは「八千四百円」と「七千二百円」とあるのは「五千四百円」

目次



告
示

発行所
大蔵省印刷局
都港区春坂4丁目2番地
郵便番号 107
東京 582-4411(1C)

定 價
(配 送 料 共)
1カ月 500円
本誌1部 40円

付 錄
資 料 版
毎週水曜日発行

○隱岐空港について告示した事項に変更が

公共企事业单位

-
- ## 目 次
- ### 告 示
- 発行所
大蔵省印刷局
- 東京都港区赤坂一丁目
郵便番号 107
電話 東京 582-4411(内)
- 定価
(配達料共)
1カ月 500円
本号1部 40円
- 付録
資料版
毎週木曜日発行
- 開設申請について告示した事項に変更が
あつた件 (運輸一九六)
○ 特定郵便局長を長とする郵便局設置の件
(郵政五四一)
○ 検定に合格した無線機器の件
(同五四二、五四三)
- 公共企業体事項
远洋船舶通話取扱所開始の件
(電電公示四四)
- 検定に合格した無線機器の件
(同五四二、五四三)
- 無線局に関する件 (同五四四)
- 延期三三四～三三四一)
○ 市町の廃置分合の件 (自治二一四)
- 町の境界変更の件 (同一一五、一一六)
- 市町の境界変更の件 (同一一七)
- 法務三三三

と、「四千八百円」とあるのは「三千三百六十円」と、第五項中「三万六千円」とあるのは「二万五百二百円」と読み替えるものとする。

軍人軍属であつた者に支給する障害一時金の額は、次の表のとおりとする。

不具障疾の程度	金	額
第一款症	四六三、〇〇〇円	
第二款症	三八四、〇〇〇円	
第三款症	三二九、〇〇〇円	

9 幸軍属であつた者に支給する障害一時金の額は、次の表のとおりとする。

不具障疾の程度	金	額
第一款症	三三四、一〇〇円	
第二款症	二六八、八〇〇円	
第三款症	一一一〇、三〇〇円	

第二十三条第二項に次の二号を加える。

四 昭和十六年十二月八日以後に勤務（政令で定める勤務を除く）に因連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した第二条第三項第一号に掲げる者又は同号に掲げる者であつたものの遺族（第一号に掲げる遺族を除く。）

第二十六条第一項中「五千円」を「七千円」に改め、同項第一号中「五千円」を「七千円」に改め、同項第二号及び第三号中「三千円」を「四千二百円」に改め、同項第四項第一号中「三千五百円」を「四千九百円」に改め、同項第二号及び第三号中「又は第三号」を「から第四号まで」に「二千五百円」を「二千九百四十円」に改める。

第三十四条第二項ただし書及び同条第三項ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

5 前項の規定の適用については、第二条第三項第一号に掲げる者の勤務（政令で定める勤務を除く）に因連する負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病とみなす。

第六条ノ二第一項（旧國東州防空令（昭和十二年勅令第七百二十八号）及び旧南洋群島防空令（昭和十九年勅令第六十六号）においてよる場合を含む）の指定を受けた者（第四号に掲げる者を除く。）業務による負傷又は疾病

第十八条第二項中「三千六百円」を「三千八百円」に改める。

第十九条第一項中「八千四百円」を「一万円」に改める。

第三十九条の二第一項第一号中「二年」を「四年」に、「六年」を「八年」に改める。

第四十九条の二中「又は第三十四条第二項第一号」を「第二十三条第二項第四号又は第三号」を「第二項第二号から第四号まで」に改める。

第二十七条第一項中「第二項第二号及び第三号」を「第二項第二号から第四号まで」に改める。

十一条第二項第一号若しくは第五項に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一項改正）

第二条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

（当該死亡した者の子が同日において日本の萬一千二百五十円）に改め、同項ただし書を次のように改める。

第八条第一項本文中「九千二百五十円」を「一千八百五十円」に改め、同項ただし書を次を除いた者一人につき四百円を加えた額とする。

ただし、前条の規定に該当する留守家族が二人ある場合は、二人につき四百円を加えた額とする。

第八条第二項を削る。

第十二条第一項中「第一項ただし書」を「ただし書」に改める。

第十六条第一項中「八千四百円」を「一万円」に改める。

（戦傷病者特別援護法の一項改正）

第三条 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第一百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の二号を加える。

十二 旧防空法（昭和十二年法律第四十七号）

第六条ノ二第一項（旧國東州防空令（昭和十二年勅令第七百二十八号）及び旧南洋群島防空令（昭和十九年勅令第六十六号）においてよる場合を含む）の指定を受けた者（第四号に掲げる者を除く。）業務による

負傷又は疾病

第十六条ノ二第一項（旧國東州防空令（昭和十二年勅令第七百二十八号）及び旧南洋群島防空令（昭和十九年勅令第六十六号）においてよる場合を含む）の指定を受けた者（第四号に掲げる者を除く。）業務による

負傷又は疾病

第十八条第二項中「三千六百円」を「三千八百円」に改める。

第十九条第一項中「八千四百円」を「一万円」に改める。

第三十九条の二第一項第一号中「二年」を「四年」に、「六年」を「八年」に改める。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正）

第六条 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「権利を有する者」の下に「以下「遺族年金受給権者たる父母等」という。」を加え、同条の次に二条を加える。

第二条の二 遺族年金受給権者たる父母等について、当該死亡した者の死亡の当時その死亡

第二条の二に次の二項を加える。

2弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第二項各号の一に該当し、かつ、昭和四十年四月一日に当該死亡した者の子がなかつた場合

（当該死亡した者の子が同日において日本の萬一千二百五十円）に改め、同項ただし書を次のように改める。

した者以外の子又は孫のうちにその当該年金受給権者たる父母等と氏を同じくする子又は孫がいなかつたもの（昭和四十二年四月一日から昭和四十四年九月三十日までの間に死亡した者を除く。）は、当該死亡した者に係る戦没者の父母等がない場合に限り、戦没者の父母等と氏を同じくする前条第一項ただし書に規定する子又は孫を有するに至つた者を除く。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「改正後の第二十六条の規定にかかるらず、なお、從前の例による」を「七千円（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十四条第一項に規定する配偶者にあつては、一万二千円）とする」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百八号）の一部を次のように改めることとする。

附則第十二条中「第二条第三項第一号」の下に「並びに第七条第三項及び第四項」を加え、「同法第七条」を「同条」に改める。

附 則

（施行期日等）

第七条の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等の戦傷病者特別授与法第十八条第二項及び第十九条第一項並びに附則第六条及び附則第七条第三項の規定は、昭和四十四年四月一日から適用する。

(遺族援護法の一部改正等に伴う経過措置)
第二条 この法律による被傷病者被没者遺族等の認定
調査法(以下「遺族援護法」という。)第二条第三項、第四条第四項第二号、第二十三条第二項、
第三十四条及び第三十九条の二第一項第一号の

第七条第一項及び第二項 第三十六条第一項第二号、第四号及び 第六号並びに第二項 第三十九条の六第二項	昭和二十七年四月一日	昭和四十四年十月一日
第七条第三項及び第四項 第十三条第二項 第二十三条第二項第三号 第二十五条第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十四年十月一日
第十一条第二号 第三十六条第一項第一号 三十八条第二号	昭和三十四年一月一日	昭和四十四年十月一日
第二十九条第一項第三号及び第四号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十四年九月三十日
第十三条第一項	昭和三十三年十二月三十日	昭和四十四年九月三十日
第十三条第二項 第三十条第三項	昭和二十七年四月 同年一月	昭和四十四年十月 昭和四十四年十月一日
第二十五条第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十四年十月一日
第三十条第三項	昭和三十四年一月 同年同月一日	昭和四十四年十月 昭和四十四年十月一日
第三十六条第一項第二号	昭和二十七年四月一日	昭和四十四年十月一日
第三十六条第二項 第三十八条第三号	昭和三十九年十月一日	昭和四十四年十月一日
第三十九条の四第二項	昭和三十九年十月一日	昭和四十四年十月一日
第三十九条の六		

規定の改正並びに恩給法等の一部を改正する法律

第三条 昭和四十四年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、この法律による改正後の選旗援護法第八条第八項及び第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 昭和四十四年十月分から同年十二月分までの遺族年金（死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）及び子に支給すべきものを除く。）の額を算出する場合において、当該月分に対応するそれぞれの月の末日ににおける遺族年金を受けるべき遺族の年齢が六十五歳未満であるときは、この法律による改正後の遺族援護法第二十六条第一項第一号中「十三万五千円」とあるのは、「十二万七千円」と読み替えるものとする。

昭和四十四年十月分から同年十一月分までの遺族給与金（死亡した者の配偶者及び子に支給すべきものを除く。）の額を算出する場合において、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が六十五歳未満であるときは、この法律による改正後の遺族援護法第二十六条第二項第一号中「九万四千五百円」とあるのは、「八万八千九百円」と読み替えるものとする。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う

經過指點

第五条 昭和四十四年十月分から同年十二月分までの留守家族手当（夫婦遺者の配偶者及び子に支給すべきものを除く。）の額を算出する場合において、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が六十五歳未満であるときは、この法律による改正後の夫婦遺者留守家族等援護法第八条中「一万一千二百五十円」とあるのは、「一万五百九十九円」と「一万一千八百五十円」



目次

- 一 政令
○工業技術院設置法施行令の一部を改正する件
○通達二五八
- 二 省令
○道路運送車両法施行規則の一項を改正する件
○内閣及予理省所管国有財産取扱規則の
一項を改正する件
○通達二五九
- 三 訓令
○自動車又は原動機付自転車の保安装置の
型式について認定した件
○通達二六〇
- 四 告示
○小型記念通信料財印使用の件
○通達二六一
- 五 公告
○鉱山保安確保費補助金交付規則の一部
を改正する規則を定めた件
○通達二六二

発行所
大蔵省印刷局
東京都文京区赤坂駅前町2番地
郵便番号107
電話 東京 562-4411(代)

定期料金
1ヶ月 500円
本号1部 40円

付録
委員会
審査会

○町を市とする区分の件
(同前二二二)(一六)

人事異動

海上保安庁

最高裁判所

農業局

叙位・叙勳

○昭和四十六年度における航空大学校の入

学出願手続及び入学試験実施に関する件

○自動車の型式についての指定を取り消し

た件
(同一七七)

○自動車又は原動機付自転車の保安装置の
型式について認定した件
(同一七八)

○航路標識に関する件
(海上保安庁九四、九五)

○小型記念通信料財印使用の件
(同五五七)

○官廳事項

神戸税關料金所の名称及び位置歴史
(農林省)

争議行為の通知の公表について(労働省)

国家試験

第三十九回保健婦国家試験の施行(厚生省)
第三十六回助産師國家試験の施行(同)
第四十回看護師國家試験の施行(同)

公聴会

百貨店業者申請面積増加許可申請に関する
公示(百貨店審査会公示五四)

○外國にて小包郵便物の送達等に関する外
郵政庁で定める主な条件の一部を改正す
る件(同五六一)

開設決定事項

公共企業体事項

連絡運輸規則の一部改正(国鉄二四九)
小口提綱車扱貨物運送規則一部改正
(同二五〇)

公 告

財務関係

土地改良中華関係

公示送達関係

相続関係

禁酒令及び準禁酒令

公示催告関係

失踪関係

競争関係

免職(大阪市)

日本住宅公團関係

厚生年金基金関係

会社との他

日本銀行関係

ができるに因する件の一部を改正する
件(同五六〇)

○船舶の平均輸入価格を定めた件
(農林八七九)

○肥料の登録の有効期間を更新した件
(同八八〇)

○肥料の登録の有効期間を更新した件
(同八八一)

附表 II

昭和45年度学校図書館可収教科書目録申込書

《日本工藝風格 B 5》

A	ふりがな 氏名 生年月日・性別	年 月 日 生 男 女	本籍 現住所	方
	勤務先名・電話	電話	勤務先所在地	
教育職員免許状 種別および取得 年月日		年 月 日		
		年 月 日	最終学歴および卒業(修了)年月日	大学 学部 学科
		年 月 日	(了)年月日	年 月 日 卒業(修了)
		年 月 日		
受講を希望する 科 目 名		すでに修得した相当科目 および単位数とそれを修得した年度および大学名		宿泊希望 有()日 無
上記のとおり申し込みます				
大 学 條 款			昭和 年 月 日	感
B 上記の者は、管下立学校教諭(常勤講師)として昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで 年 月間良好な成績で司書教諭に相当する職務に従事したことと証明する。				
期	昭和 45 年 月 日	所轄庁	届	

備考 2年以上、もしくは4年以上、司書教諭に相当する職務に従事した者で、その間の勤務校が2以上にわたる場合には、各校ごとに所定の説明を受けること。

なお、断続柱が異なる場合は、別々に B 檻の構成で新規を受けること

一 配偶者	二 子	三 父母	四 祖父母	五 兄弟姉妹	六 祖父母	七 父母	八 妻	九 その他の三親等内の親族
1 婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の 事情にあつた者を含む。	2 この表の八に掲げる者を除く。	この表の七に掲げる者を除く。	この表の六に掲げる者を除く。	この表の五に掲げる者を除く。	六 暦和四十五年六月二十一日 日ににおいて、この表に掲げ る遺族以外の者の養子とな つてゐる子	七 暦和四十五年六月二十一日 日ににおいて、この表に掲げ る遺族以外の者の養子とな つてゐる兄弟姉妹	八 嫁傳生徒の死亡の日以後 昭和四十五年六月二十四日以 降以前において、この表に掲 げる遺族以外の者の養子とな つてゐる子または遺族以外の 者と結婚をして配偶者	九 その他の三親等内の親族
被爆生徒の祭奠を行なつてゐる者に限る。	被爆生徒の祭奠を行なつてゐる者に限る。	被爆の届出をしていゝが、事實上婚姻關係と同様の事 情にあつた者を含む。	被爆生徒の死の日以後昭和四十五年 六月二十四日以前に、日本国籍を失つた者	ア 被爆生徒の死の日以後昭和四十五年 六月二十四日以前に、日本国籍を失つた者	イ 被爆生徒の死の日以後昭和四十五年六月二十四日以前に、隕歿により被爆生徒との親族關係 が終了した者	カ 無事に以上の刑に処せられ、昭和四十五年六月二十四日において、その執行を終らない者また は執行を受けることがなくなるまでの者（刑法執行猶予の首謀犯を受けた者を除く）	イ 被爆生徒の死の日以後昭和四十五年六月二十四日以前に、被爆の地位は、（一）の表に掲げる遺族の順位とする。この場合、 父母については夫父母・妻父母の順位とし、祖父母については祖父母の養父母・養父母の夫父母 夫父母の妻父母・妻父母の夫父母の順位とする。	口 二に掲げる者は、（一）に掲げる遺族に含まれないものとする。
被爆生徒の祭奠を行なつてゐる者に限る。	被爆生徒の祭奠を行なつてゐる者に限る。	被爆の届出をしていゝが、事實上婚姻關係と同様の事 情にあつた者を含む。	被爆生徒の死の日以後昭和四十五年 六月二十四日以前に、日本国籍を失つた者	ア 被爆生徒の死の日以後昭和四十五年 六月二十四日以前に、日本国籍を失つた者	イ 被爆生徒の死の日以後昭和四十五年六月二十四日以前に、隕歿により被爆生徒との親族關係 が終了した者	カ 無事に以上の刑に処せられ、昭和四十五年六月二十四日において、その執行を終らない者また は執行を受けることがなくなるまでの者（刑法執行猶予の首謀犯を受けた者を除く）	イ 被爆生徒の死の日以後昭和四十五年六月二十四日以前に、被爆の地位は、（一）の表に掲げる遺族の順位とする。この場合、 父母については夫父母・妻父母の順位とし、祖父母については祖父母の養父母・養父母の夫父母 夫父母の妻父母・妻父母の夫父母の順位とする。	口 二に掲げる者は、（一）に掲げる遺族に含まれないものとする。

○文部省告示第二百三十九号
旧長崎医科大学附属医院産婆看護婦養成所等原爆被爆生徒遭難特別支田金は、次に定めるところにより支給する。

昭和四十五年六月二十五日

文部大臣 坂田 道太

一 旧長崎医科大学附属医院産婆看護婦養成所等原爆被爆生徒遭難特別支田金支給要綱

支給対象

特別支田金は、旧長崎医科大学附属医院の産婆看護婦養成所および厚生女学校の生徒であつて、
て、昭和二十年八月九日、同大学において原子弹弾に被爆したことにより、死亡した者（以下「被
爆生徒」という）の遺族に支給する。

二 特別支出金の額

特別支出金の額は、被爆生徒一人につき七万円とする。

三 遺族の範囲および額位

一 特別支田金の支給を受けることのできる遺族の範囲は、次の表に掲げる被爆生徒の死亡の当時
の親族とする。

四
特別支用金の支給を受けるべき順位にある還旗が、昭和四十五年六月二十五日において生死不明に判明し、かゝる者の日以後引き続き昭和四十五年十二月二十四日までの間生死不明の場合には、他の順位者がないときは、次順位者の申立てにより、当該次順位者（同該次順位者と同様の他の還旗があるときは、そのすべての同順位者）を特別支用金の支給を受けるべき順位ある還旗とみなす。

五、特別支出手金の支給を受けるべき類位にある道族がある場合に於いて、他に同類位者がないときは、次類位者の申立てにより、当該次類位者（当該次類位者と同類位の他の道族があるときは、そのすべての同類位者）を特別支出手金の支給を受けるべき類位にある道族とみなす。

特別支出金の支給を受けようとする被扶養者は、次の表に掲げる書類を昭和四十五年六月一十五日から昭和四十五年十二月二十四日まで（三）の四の規定による場合には、昭和四十五年十一月一十五日から昭和四十六年三月三十日まで）の間に文部大臣に提出して申請しなければならない。

1

二 申立書類者がいないことの 三 戸籍の謄本または抄本	一 先頬位者がいることの 二 その他の書類
<p>四 その他書類</p> <p>戸籍の謄本または抄本は、次の点を明らかにするものでなければならぬ。</p> <p>1 被撲生徒の死亡の当時の当該被撲生徒と申請者との身分關係の死亡の日以後における申請者の身分の異動</p> <p>2 申請者よりも先頬位者がいること</p> <p>戸籍の謄本または抄本は、次の点を明らかにするものでなければならぬ。</p> <p>1 被撲生徒の死に際して行なつてあることを認めることができる書類へ(借宿等の證明書)</p> <p>2 被撲生徒の死に際して行なつてあることを認める者が被撲生徒の死に際して行なつた者である場合には、その事情を認めることができる書類(本人の申立書および知人等の証明書)</p> <p>3 同頬位者が二人以上ある場合には、申請者に対する特別支給金支給の申請および被撲に關する一切の権限を委任する旨の記載ある書類(別記様式第三号による)</p> <p>四 三の場合は固にとり、先頬位者の生死不明または死亡につき次頬位者が申請する場合には、次の書類のほか、次の表に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>一 頬位変更申立書</p> <p>別記様式第四号による。</p>	<p>別記様式第一号による。</p>

卷之三

山西医科大学附属医院肿瘤科的建成与等

受付昭和年月日

(生) おがな 氏名		被爆時の所屬	被爆、看護師
生年月日		死亡年月日	
給宿時の本籍			
(生) おがな 氏名	(生) おがな 姓	変更理由	
生年月日		被爆生徒との親類	
本籍			
現住所		到達番号	
同籍住者	有・無	同籍住者の數	人

卷之三

卷之三

中庸

特別支出金の支給を受けるべき順位にある者数が四の二に定める期間内に申請しなかつた場合には、特別支出金を支給しない。ただし、文部大臣が昭和四十六年三月三十日までの間ににおいて事情やむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

特別支出金の支給を受けるべき職位にある選挙が一人以上ある場合は、その一人のした申請は全員のためにした申請とみなし、その一人に対する支給は、全員のために支給したものとみなす。

(様式第2号)

先職位者がいたことの申立書

委

行

状

支給要領の二の(一)に掲げる
被爆生徒との被爆
(中立人を含む)

受給資格の喪失事由または被爆
被爆とまつた原因(死後、難破等)

いたくは、被爆生徒
にかかる旧長崎医科学大学附属医院産婆看護師在職者
原爆被爆生徒通学特別支出金の申請および受給に関する一切の権限を
いたします。

昭和 年 月 日

報

官

報

委託書
(乙)

(丙)

上記のとおりわたくしより先職位者はおりません。

昭和 年 月 日

(ふりがな)
中立人印

(丁)

委 託 者	(ふりがな) 氏 名	(ふりがな) 姓 氏	氏名変更 回	
生 年 月 日				被爆生徒との被爆
本 籍 者 現 住 所				

(样式 4 号)

上記のとおり、特別支給金の支給を受けた個体にある遺族が(「既に受け取った」)ので、次期被災者を特別支給金の支給を受けるべき個体にある遺族と認定してくださるよう、申出ます。

官報

大連省印刷局發行

- | 官報 | | 大藏省印刷局発行 | |
|----|--|----------|---|
| 目次 | | | |
| 一 | 法 律 | 二 | ○昭和四十九年度高等学校教員資格認定試験を実施する件(文部七七) |
| 二 | 政 令 | 三 | ○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定に基づく指定医療機関に関する件(厚生一八) |
| 三 | 省 令 | 四 | ○保母を養成する学校に関する件(同一四九、一五〇) |
| 四 | 告 示 | 五 | ○建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号の講習会を指定した件(同一五一) |
| 五 | ○沿岸漁場整備開発法第六条第一項の基本方針に関する政令(一七一) | 六 | ○中央卸売市場において卸売の業務を行なう者を許可した件(農林四一八) |
| 六 | ○沿岸漁場整備開発法施行規則(農林一五) | 七 | ○電気事業法の規定に基づき調査区域の増加を認可した件(通産一八六) |
| 七 | ○海上自衛隊の使用する船舶の積荷等の付与を取り消した件(防衛厅六三) | 八 | ○運輸審議会の答申があつた件(運輸一七七、一七九) |
| 八 | ○自動車重量税印紙を売りさばく郵便局を指定する件の一部を改正する件(郵政三一四) | 九 | ○風景入通信日付印を使用する等の件(同三一五、三一六) |
| 九 | ○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件(環境厅四〇) | 十 | ○外國郵便為替等に適用する外國貨幣換算割合の件の別表を改正する件(同三一七) |
| 十 | ○日本国債を解説した件(法務一三六) | 十一 | ○砂防法第二条の土地を指定する件(建設七五六、七五七) |
| 十一 | ○国債整理基金特別会計法第五条の規定により発行する国債の発行条件等を定めた件(大蔵六八) | 十二 | ○政党、協会その他の団体の取扱いに関する報告書の要旨(昭和四十八年上期の追加分)を公表する件(自治一〇一) |
| 十二 | | 十三 | ○中央選舉管理委員長が互選された件(中央選舉管理委員会一) |

法
律

目次

○委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を定めた件(同一)	人事異動	八
○昭和四十九年度高等学校教員資格認定試験を実施する件(文部七七)	官庁報告	九
○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定に基づく指定医療機関に関する件(厚生一四八)	官庁事項	二
○保母を養成する学校に関する件(同一四九、一五〇)	官庁事項	二
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号の講習会を指定した件(同一五一)	官庁事項	二
○中央卸売市場において卸売の業務を行う者を許可した件(農林四一八)	官庁事項	二
○電気事業法の規定に基づき調査区域の増加を認可した件(通産一八六)	官庁事項	二
○運輸審議会の答申があつた件(運輸一七七、一七九)	官庁事項	二
○自動車重量税印紙を発りさばく郵便局を指定する件の一部を改正する件(郵政三一四)	官庁事項	二
○風景入道信日付印を使用する等の件(同三一五、三一六)	官庁事項	二
○外因郵便為替等に適用する外因貨幣換算割合の件の別表を改正する件(同三一七)	官庁事項	二
○砂防法第二条の土地を指定する件(建設七五六、七五七)	官庁事項	二
○政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨(昭和四十八年上期の追加分)を公表する件(自治一〇一)	官庁事項	二
○中央選舉管理会委員長が互選された件(中央選舉管理会一)	官庁事項	二
○特殊船舶電話取扱所開始の件(電電公示九〇)	公共企業体事項	二
○機器を型式審査合格機器に指定した件(同九一)	公共企業体事項	二
○委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を定めた件(同一)	官庁報告	九
○内川ダム関係範囲禁止地域指定請求に関する件(公害等調整委公示一三一)	官庁報告	九
○大規模小売店舗に関する公示(石油業者)	官庁報告	九
○植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示(農林省)	官庁報告	九
○ガス供給規程の変更及び設定並びにガス供給柔軟の変更の認可についての公聴会の開催(石油業者)	官庁報告	九
○ガス供給規程及びガス供給柔軟の変更の認可についての公聴会の開催(同)	官庁報告	九

本田公布された法条の「母の法」は、次のページに掲載されています。

官厅（財團・証票無効關係）

裁判所（相続・禁治産・準禁治產・公示催
告・失踪・除權判決・破産関係）

会社その他の
事

公
年

本号で公布された法令のあらまし

○被傷病者戦没者遺族等撫養法等の一部を改正する法律（法律第五一号）（厚生省）

1 遺害年金、障害一時金及び扶養親族加給の額並びに遺族年金及び遺族給与金の額を昭和四九年一〇月分から次のとおり引き上げることとした。（第八条及び第二十六条関係）

障害年金（第一項）		扶養親族加給配偶者	
改 正 後	改 正 前	改 正 後	改 正 前
（月額）一、五八八、〇〇〇円	（月額）一、二八三、〇〇〇円	（月額）一、〇六九、一六〇円	（月額）一、二八、八〇〇円
四、一〇〇〇	一一、〇〇〇	九、六〇〇	九、六〇〇
（月額）三六六、六〇〇	（月額）一九六、一〇〇円	（月額）一四、六七〇円	（月額）九、六〇〇
（月額）三〇、五五〇円	（月額）一四、六七〇円	（月額）一、二〇〇〇	（月額）九、六〇〇

2 基軍属に支給する弔慰金及び遺族一時金の額と同額に引き上げることとした。（第三十七条及び第三十九条の五関係）

改
正
後
改
正
前

弔慰金
五〇、〇〇〇円
一〇〇、〇〇〇

遺族一時金
七〇、〇〇〇

3 旧防空法第六条第一項又は第二項の規定により防空の実施に従事した者を軍属として認めたこととした。（第二条関係）

二 被傷者留守家族等撫養法関係

1 未帰還者の留守家族に支給する留守家族年当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げ、昭和四九年一〇月分から三〇、五五〇円（改正前二四、六七〇円）等とするとした。（第八条関係）

2 病院料の額を一六、〇〇〇円を二七、〇〇〇円に増額することとした。（第一六条関係）

三 被傷病者特別撫養法関係

1 次に掲げる者を被傷病者として認めたこととした。（第二条及び第四条関係）

2 旧防空法第六条第一項又は第二項の規定により防空の実施に従事した者のうち、業務上樹病にかかり、現に第五就業以上の障害があるもの

3 軍人又は海軍人であった者のうち、公務上負傷し又は疾病にかかり、現に第三日症又は第四日症の障害があるもの

4 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法関係

1 昭和四八年遺族撫養法の改正（日華事変中の本邦等における軍艦等の勤務閑連傷による死亡）により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至った戦没者等の妻に特別給付金を支給することとした。（附則第一項及び第二項関係）

2 漢洲事変以後日華事変前に公務上の傷病にかかることとした。これにより死亡した軍人の父母又は祖父母に特別給付金を支給することとした。（附則第一項及び第二項関係）

五 被傷病者等の妻に対する特別給付金支給法関係
昭和四八年遺族撫養法の改正（日華事変中の本邦等における軍艦等の勤務閑連傷による障害）による障害年金等を受けている被傷病者等の妻に特別給付金を支給することとした。（附則第一項及び第二項関係）

六 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法関

被傷病者戦没者遺族等撫養法等の一部を改正する法律をここに公布する。

昭和四十九年五月二十日

内閣總理大臣 田中 角栄

御名 深澤

法律第五十一号

被傷病者戦没者遺族等撫養法等の一部を改
正する法律

（被傷病者戦没者遺族等撫養法の一部改正）

一 条 被傷病者戦没者遺族等撫養法（昭和二十
七年法律第二百二十七号）の一部を次のように改
正する。

第二条第三項第七号中「第六条」第一項
を「第六条第一項若しくは第二項」に、「指定
を受けた者」を「規定により防空の実施に従事
した者又は同法第六条ノ二第一項（日圓東洋防
空令及び日清洋群島防空令においてまるる場合を
含む）の指定を受けた者」に改める。

第七条第三項及び第四項中「間に」を「間の」
に、「内において」を「内の」に改める。

第八条第一項の表を次のように改める。

不昌麻疹の 程度	年 金	額
特別項症	第一項症	第一項症の年金額に一、 六〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	一、五八八、〇〇〇円	一、二八六、〇〇〇円
第二項症	一、二八六、〇〇〇円	一、〇三一、〇〇〇円
第三項症	一、〇三一、〇〇〇円	七七八、〇〇〇円
第四項症	七七八、〇〇〇円	六〇三、〇〇〇円
第五項症	六〇三、〇〇〇円	四二九、〇〇〇円
第六項症	四二九、〇〇〇円	三九七、〇〇〇円

第四款症	二三八、〇〇〇円
第五款症	二〇六、〇〇〇円

第八条第一項中「二万八千八百円」を「四万一千円」に、「九千六百円」を「一万二千円」に、「一万九千二百円」を「一万四千円」に改め、同条第三項中「二万八千八百円」を「四万二千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

不具障疾の程度	金額
第一款症	一・六八九、〇〇〇円
第二款症	一・四〇一、〇〇〇円
第三款症	一・二〇一、〇〇〇円
第四款症	九八八、〇〇〇円
第五款症	七九一、〇〇〇円

(戦傷病者喪没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戰傷病者喪没者遺族等援護法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律第八十号)の一部を改

正する。

防空令及び旧南洋群島防空令においてよる場合を含む)の規定を受けた者)に改める。

第四条 第二項中「規定する第一日誕生日は第二

日生に相当する」を「定めらる」に改める。

第五条 第三項中「著者登録会」の下に「國

民健康保険法(昭和三十三年法律第八十九号)

分)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会

その他の政令で定める医療に関する審査機関

を加え、「きかなければ」を「聽かなければ」に

改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基

金」の下に「国民健康保険団体運営会その他の

政令で定める者)を加える。

第六条 戰傷病者喪没者遺族等援護法等の一部

を改正する法律(昭和四十八年法律第六十四号)

による遺族援護法第一二三条第一項第一号

又は第二項第四号の規定の改正により遺族

年金又は遺族給付金を受ける権利を有するに

至つた者は、第二条に規定する喪没者等の妻

とみなし。

前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有することとなるべき者については、第二

条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」と

あり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月

三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十九年

九月三十日」と、第三条第三項及び第四項中

「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和

四九年十月一日」とする。

前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有するに至つた者に交付する第四条第二項

に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年

十一月一日とする。

昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六

日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、こ

れにより昭和四十八年三月三十一日以前に死

亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、

車両上戦闘關係と同様の事情にある者を含

みなす)であることにより、昭和四十九年十月一日とする。

前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有することとなるべき者については、第三

条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和

四十年四月一日」とあるのは「昭和四十九

年十月一日」とする。

前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有することとなるべき者については、第三

条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和

条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「昭和四十九年十月一日」と読み替えるものとする。

一項の改正規定並びに附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

第三十九条の
第三十九条の

昭和四十五年十月一日

昭和四十九年十月一日

第八条 残傷病者更生者退院等援助法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

財則第八条第四項中「九千六百円」を「一万二千円」に、「七千二百円」を「九千円」に改める。

3
この法律による戦傷者戦没者遺族等援護金第二条第三項第七号の規定の改正により障害金、障害一時金、遺族給与金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者

政令

内閣秘書大臣 田中 角栄
第二十二条の二（見出し）を含む。）中「国際経済
協調」を「国際経済協調」に改め、同一条第二項た
く「監視」と「監視充合體」と「監視充合體」を「監
視」と「監視充合體」に改めた。

この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留家認定規則第十六条第一項の改正規定、第五条中被爆病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第二項

に拘し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

外務省相談令の一部を改正する政令をここに公布する。

「資源課」に改める。
第二十一条の四を次のように改める。
(資源課)
第二十二条の四 資源課においては、次の事務を行ふことを認める。

説書
に改める。

外務省相談令の一節を改正する政令
内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第
百二十号）第七条第六項及び第二十条第三項の規
定に基づき、この政令を制定する。
外務省相談令（昭和二十七年政令第三百八十五
号）の一部を次のように改正する。

國務大臣 二階堂 遼
内閣總理大臣 田中 角榮
沿岸漁港整備開発法第六条第一項の基本方針に
するに當り、本件は、(略)

政令

第二回の三「貢出」を「貢入」に改め、同条第三号たゞし書中「經濟統治権」を「國際經濟第一権」に改め、同条第三号たゞし書中「經濟統治権」を「國際經濟第一権」に改め、

第二十二条の二（見出しなむ。）中「国際貿易
統計」を「国際経済第一課」に改め、同条中第五号
を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次
に次の三号を加える。

四 地域的な経済統合体に対する通商政策の企
画立案案及び実施に関する事。

五 地域的な経済統合体との条約及び協定並び
に地域的な経済統合の企議に関する事。

六 国際貿易及び地域的な経済統合に関する調
査並びにこれに必要な統計及び資料の収集整
理を行うこと。

昭和四十九年五月二十日
内閣總理大臣　田中　角栄
通達第百七十一号